

新居浜市不当要求行為等防止対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新居浜市の事務事業に対する不当要求及び暴力的不当行為(以下「不当要求行為等」という。)に対し、統一的な対処方針を定め、組織的に適切な対応を行うことにより、市民及び職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

(不当要求行為等の定義)

第2条 この要綱において「不当要求行為等」とは、公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為で、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力、脅迫等により要求の実現を図る行為
- (2) 正当な理由もなく職員に面会を強要する行為
- (3) 粗野又は乱暴な言動により職員に不安を抱かせる行為
- (4) 正当な権利行使を装い、又は団体の威力を示し、社会的常識を逸脱した手段により、物品の購入並びに金品及び権利を不当に要求する行為
- (5) 庁舎等の保全及び秩序の維持並びに市の事務事業の執行に支障を生じさせる行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

(不当要求行為等防止対策委員会の設置)

第3条 新居浜市の事務事業に対する不当要求行為等に対し、基本的な対策を講じ、的確に対応するため、不当要求行為等防止対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の事務)

第4条 委員会は、次の事務を行う。

- (1) 不当要求行為等の実態把握及び具体的対処方針の協議
- (2) 不当要求行為等に対する情報の交換
- (3) 不当要求行為等の未然防止及び職員に対する啓発事業
- (4) 警察との連絡及び調整
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員会の顧問)

第6条 委員会の事務に必要な助言及び協力を得るために、委員会に顧問を置く。

- 2 顧問は、新居浜市顧問弁護士及び愛媛県新居浜警察署刑事課長の職にある者をもって充て、市長が委嘱する。
- 3 顧問は、委員長の要請に応じて会議に出席して意見を述べることができる。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。この場合において、委員長が必要と認めるときは、当該不当要求行為等に関係する一部の委員のみを招集することができる。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員は、委員長に委員会の開催を要請することができる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求めることができる。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(対応責任者及び対応副責任者)

第9条 不当要求行為等を防止するとともに、適切な対策を講じるため、各課所に不当要求行為等防止対応責任者(以下「対応責任者」という。)及び不当要求行為等防止対応副責任者(以下「対応副責任者」という。)を置く。

- 2 対応責任者は、各課所長とする。
- 3 対応副責任者は、各課所長に次ぐ職責にある職員のうちから課所長が指名する者とする。
- 4 対応責任者及び対応副責任者は、不当要求行為等を防止するため、日常業務の遂行において所属職員の相談、指導及び必要な対策を行うものとする。

(発生事案の報告)

第10条 職員は、所管する業務に係る不当要求行為等の発生又はそのおそれを認知した場合は、直ちに対応責任者に報告するとともに、不当要求行為等発生報告書(別記様式)により関係する委員を通じて委員長に報告しなければならない。

- 2 前項の所管する業務については、新居浜市発注等の工事現場に対する不当要求行為等を含むものとする。
- 3 委員長は、第1項に規定する報告を受けた場合は、必要に応じて警察等の関係機関に通報し、適切な措置を講じるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、不当要求行為等の防止対策に関し必要な事項は、市長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

不当要求行為等対応要領

1 基本方針

新居浜市行政の健全性及び公正性を確保するため、暴力団等反社会的勢力に対し、統一的かつ組織的に対応し、理由の如何を問わず、不当要求行為等には絶対に応じないこととする。

2 平素の準備

(1) 幹部の危機管理意識

幹部自らが「暴力団等反社会的勢力からの不当な要求には絶対に応じない」という基本方針と姿勢を示し、職員が迅速に相談及び報告できる環境を整備する。

(2) 体制づくり

ア 対策委員会の設置

不当要求行為等防止対策委員会を設置し、事案に応じた対応策を検討しておく。

【別添1】

イ 対応体制の確立

あらかじめ、各課所の対応責任者及び対応副責任者を指定し、職員が不当要求行為等を受けたときの報告及び通報手順等を定めておく。

【別添2】

(3) 教育及び講習

職員に対し不当要求行為等に関する教育、職場講習等を実施し、職員の「不当要求排除意識」を確立しておく。

(4) 警察との連携

警察署との担当窓口（総務課）を設け、不当要求又はそのおそれが発生したときは、些細なことでも相談、報告等が迅速に行えるよう日頃から連携を密にしておく。

3 基本的心構え

(1) 組織としての対応

ア 担当者（個人）任せにしない。

イ 迅速に相談又は報告をする。

ウ 的確な対応方針を検討する。

エ 警察へ事前に連絡をする。

(2) 相手への姿勢

ア 毅然とした態度をとり、絶対におそれない。

イ 慎重かつ冷静に対応し、あげ足をとられないようにする。

ウ 不当な要求はその時点ではっきり断る。

エ 相手に多く語らせ、その意図を見抜く。

オ 解決を急ぎ、個人の判断で裏取引をしない。

(3) 対応上の留意点

ア 毅然とした態度で冷静に対応し、相手の挑発にはのらない。

イ 事実確認するまでは、軽率な弁解等をしない。

ウ 誤った発言をした場合、弁解せず、その場ではっきり訂正する。

エ 相手が、脅迫的言動にでた場合には、即時、面会を打ち切り、警察へ通報する。

4 具体的対応要領

(1) 迅速な対応

ア 迅速な報告

暴力団関係者(と史料される者)から接触があった場合には、迅速に報告が受けられるよう、平素から職員への意識の徹底をしておく。

イ 早急な方針決定

対応責任者だけに負担がかからないよう、上記報告があった場合には、対策委員会等で早急に対応方針を決定し、所要の準備を進める。

ウ 警察への早期連絡

暴力団関係者(と史料される者)から接触があった段階から、警察へ連絡し、先手先手の対応策を講じていく。

(2) 優位な立場での対応

ア 面接は庁舎内の適切な場所で行う。

庁舎内の当方が指定する場所で行い、相手が指定する場所での面接や外部への呼出しには応じない。やむを得ず現場等へ出向く場合は、対応責任者を含め複数人で臨む。

イ 複数人で対応する。

面接は相手より多い人数で行い、役割分担(対応者、メモ係、監視員、連絡員等)を明確にしておく。

ウ 面接は時間を決めて短時間で行う。

相手の面接目的を確認のうえ、時間を指定して対応し、無用に長引かせない。

(3) 毅然とした対応

ア 相手を確認する。

(ア) 面接に際しては、名刺等の提示を求めるほか、その人物(住所、氏名、年齢、職業、所属団体名)電話番号等を確認する。 【別添3】

(イ) 相手が複数人で、全員の確認ができない場合は、人相、特徴等をメモ書きしておく。

イ 要件を確認する。

(ア) 相手の要求内容や意図を確認する。

(イ) 相手が質問に答えない場合には、当方も質問には応じない態度を示す。

ウ 一貫した対応をする。

対応者は、組織を代表して最後までその処理にあたる。

エ 曖昧な対応はしない。

その場しのぎで「検討します。」「考えておきます。」など相手に期待を持たず言い方はしない。また、不用意な即答や約束はしない。

(4) 対応状況の記録及び証拠化に努める。

ア メモを取る。

相手の名前・所属団体名・人相・服装・車両、要求の日時・場所・内容、脅しの言葉・威嚇の行動などを相手の目前でメモする。こうすることによって、相手にプレッシャーを与える効果もある。

イ 録音する。

相手との対応状況を録音することで、警察等への届出、相談等がスムーズに進むほか、上記メモと同様の効果がある。

(5) 不必要な書類は作成しない。

念書・わび状等不必要な書類は絶対に書かない。悪用され、新たな口実に使われるほか、

法的効力が生ずるおそれがある。

(6) 警察への通報

相手が不法行為にでるおそれのあるときは、直ちに警察へ通報する。この際、不要なトラブルや受傷事故を防止するため、別の部屋等から相手に気付かれないように通報する。相手に気付かれた場合には「警察からの指導である。」と答え、毅然とした態度を取る。

不当要求行為等に対しては、職員個人が悩むことなく、上司(対応責任者・対応副責任者)に報告し、組織で対応する。

報告を受けた上司は、職員個人任せにせず、組織のルールにのせる。

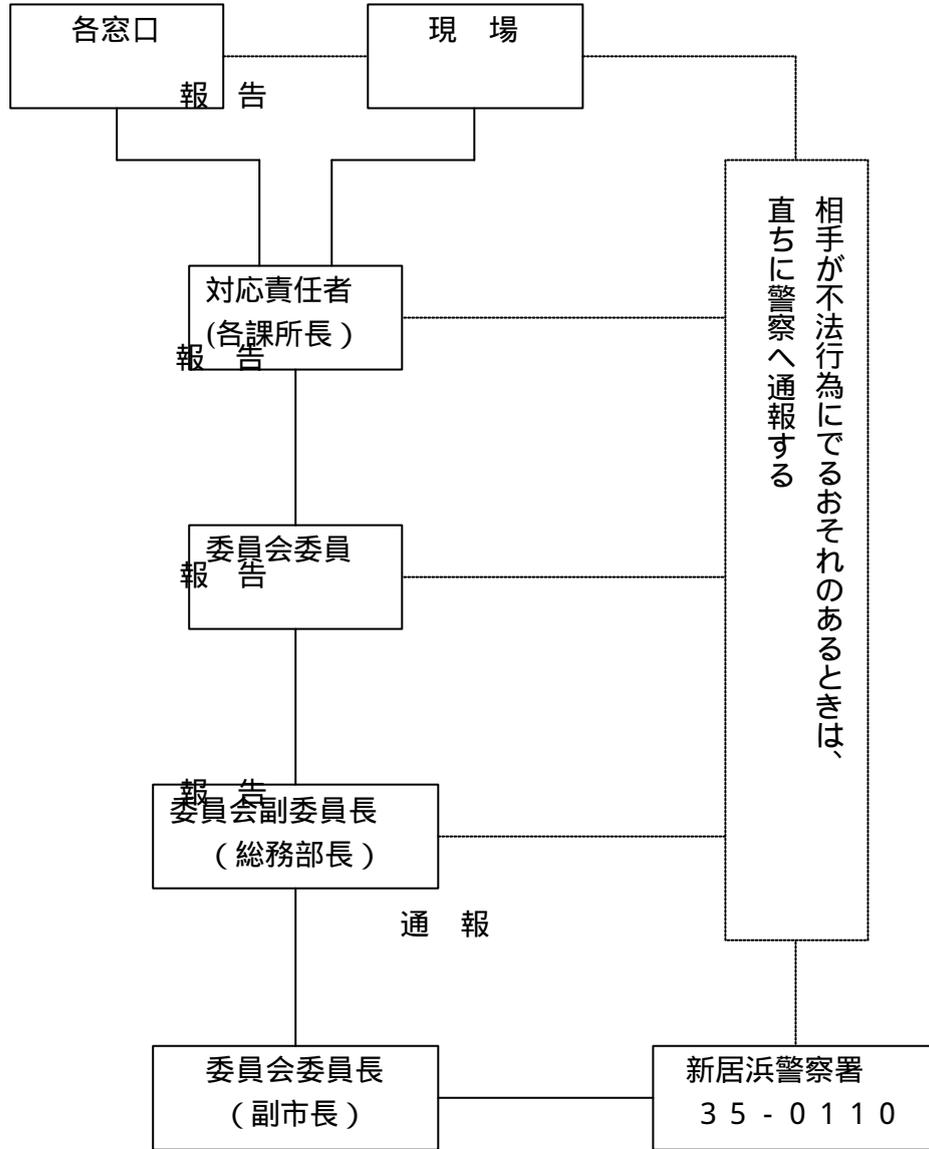
(別添1)

新居浜市不当要求行為等防止対策委員会

区 分	職 名	任 務
委員長	副市長	新居浜市に対する不当要求行為等の防止対策責任者
副委員長	総務部長	委員長の補佐
委員	企画部長 福祉部長 市民部長 環境部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育委員会事務局長 消 防 長 出納室長 水道局長 監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長 農業委員会事務局長 港務局事務局長 土地開発公社事務局長	所管する業務に係る不当要求行為等の把握 同要求行為等の対応要領等について、職員に対する平素からの指導及び教示
顧問	新居浜市顧問弁護士 新居浜警察署 刑事課長	委員会の要請により、不当要求に対する対応要領等の指導及び教示 不法行為及びそのおそれのある事案についての対応

(別添2)

不当要求行為等に対する報告・通報体制



(別添3)

確 認 票

()

来庁日時 (電話)	年 月 日 時 分 ~ 時 分			
来庁者 (電話)	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生 (歳)	連 絡 先 電 話 番 号	
	職 業			
	団 体 名 (団体の場合)			
	同 伴 者			
要 件				
使用車両 (車両使用の 場合)	ナンバー			
	車種・色等			
	ボディ等へ の記載			
措 置				
備 考				

別表（第5条関係）

区 分	職 名
委員長	副市長
副委員長	総務部長
委員	<p>企画部長 福祉部長 市民部長 環境部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育委員会事務局長 消防長 出納室長 水道局長 監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長 農業委員会事務局長 港務局事務局長 土地開発公社事務局長</p>

別記様式（第10条関係）

	番 号	
委 員	副委員長	委 員 長

処 理 方 針			
年 月 日 不当要求行為等防止対策委員会委員長 殿 報告者 所 属 氏 名 印			
不当要求行為等発生報告書			
発 生 日 時 (対 応 日 時)	年 月 日	時 分	から 時 分までの間
発 生 場 所			
対 応 者 (現場責任者等)	所 属 氏 名 連 絡 先 (内線)		
相 手 方	住 所 氏 名 職 業 (団体名) 連 絡 先	年 齡	
不当要求行為 等 の 内 容			
措 置 状 況			
そ の 他			